

市議会からの意見に関する回答

1 件 名 宍粟市過疎地域持続的発展計画（案）

2 担当課 市長公室 地域創生課

3 意見の概要と市の考え方

番号	意見	意見に対する市の考え方
1	<p>(P4)</p> <p>『1 基本的な事項』</p> <p>(2) 人口及び産業の推移と動向 ア. 人口の推移と動向について</p> <p>今後 2030 年から 2040 年に向けて団塊の世代が鬼籍に入り、出生数の大幅な改善が見込めない限り人口の自然減は今以上の規模となっていく事が予想される。自然増が見込めない現状では、今以上に人口の流出を減らし、流入を図る必要がある。</p> <p>本文中「戦略的に対策を講じていく」とあるが、そのためにはそれぞれの具体的な数値目標の設定が必要不可欠であるため、目標を設定し記載することが必要であると考える。</p>	<p>ご意見の地域の活性化と持続的発展を果たしていくためには、市民が住み続けるための支援、市外からの移住を受入れるための支援を進めていくことが必要であると認識しております。</p> <p>宍粟市では、人口の現状を把握し、人口減少に関する認識と今後のめざすべき方向性を市全体で共有し、各種施策を推進していくため、『宍粟市人口ビジョン』を策定しておりますので、今回の計画案では P13 「(5) 地域の持続的発展のための基本目標」の中に、『宍粟市人口ビジョン』に定める人口目標に基づく数値を、本計画の目標値として記載しております。</p> <p>また、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から「13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項」の項目ごとの目標値については、P13 「(6) 計画の達成状況の評価に関する事項」に記載しているとおり、「宍粟市総合計画及び宍粟市地域創生総合戦略」の評価に合わせて、総合計画及び地域創生戦略委員会において評価することとしているため、今回の計画案中には「まちづくり指標」の転載は行っておりません。</p>
2	<p>(P17)</p> <p>『3 産業の振興』</p> <p>(2) その対策 ア. 農業について</p> <p>記載内容について、「従来の農業・林業に関する施策の有効性を検証し、10</p>	<p>宍粟市では、広大な市域において、気候等の条件が異なる中で、関係機関と連携しながら、それぞれの地域の特性を活かした農業を進めていくことで、持続可能な農業の推進に取り組んでいます。ま</p>

	<p>年先を見据えた実効性の高い事業を有機的に行っていく。そのためには農業の持続可能性を高める〈宍粟モデル〉の構築が必要と考える。宍粟産の農作物のブランド化を強力に推し進め、付加価値を高める。〈就農・定住促進事業〉による担い手育成、〈農業生産基盤整備促進事業〉による生産性向上、〈鳥獣被害防止対策事業〉をパッケージで支援するのが有効であると考える。」を追記されたい。</p>	<p>た、現在行っている支援策等については、必要な人に必要な支援を受けていただけるよう取組を進めていくことが必要であると考えています。</p>
3	<p>(P17) 『3 産業の振興』 (2) その対策 イ. 林業について</p> <p>記載内容について、「森林整備促進事業と宍粟材利用推進事業を一体的に進め、サプライチェーンを強化する。宍粟材のブランド化を強力に推し進め、付加価値を高めつつ、遅れている森林整備の計画的な推進」を盛り込んでいただきたい。</p>	<p>ご意見の森林整備促進と宍粟材の利用促進については、宍粟市の林業の振興を図るうえで重要な取組であると認識しておりますので、引き続き推進していきたいと考えます。また、森林整備の計画的な推進については、本文中に含まれていると考えております。</p> <p>宍粟材のブランド化については、これまで幅広く進めてきておりますので、P17「3 産業の振興」(2) その対策 イ. 林業の記載を下記のとおり変更します。</p> <p>林業については、恵まれた森林資源を有効に活用するため、担い手の確保と育成を図り、林道及び作業道などの林内路網整備や高性能林業機械の導入など基盤整備や間伐などを計画的に実施し、効率的な森林整備による素材の生産を行う等、林業経営の活性化を進めていく。また、宍粟材の流通拡大や利活用を引き続き推進し、住宅建築などへの宍粟材の活用や公共建築物・民間施設等における木材利用を促進することにより、森林資源の循環を図る。</p>
4	<p>(P17) 『3 産業の振興』 (2) その対策 ウ. 商工業について</p> <p>記載内容について、「地元・地域の小売店を地域住民が意識的に活用することで守る。今後の人口減少により全国展</p>	<p>市としてはこれから起こりうる様々な事態を想定しながら政策の方向性を見極めていくことが必要であると認識しております。ご意見の主旨につきましては、計画本文中に含まれていると考えておりますので、今後も引き続き、関</p>

	開の店舗の撤退も起こりうることも視野に入れ、市民の利便性の確保は重要である。」を追記されたい。	連施策の運営に取り組んでまいります。
5	(P 17) 『3 産業の振興』 (2) その対策 エ. 観光について 記載内容について、「宍粟市の観光のあり方を再検討する。分散的・単発的なあり方は、長期的・総合的なものへと変更する。事業計画にあたっては、予算に対する費用対効果を高める。」を追記されたい。	ご意見いただいた内容については、計画本文中の「豊かな観光資源や既存施設のネットワーク化を推進する」や「見る観光から参加・体験する観光へ、通過型から滞在型への転換に向けた取組を進める」、「プラットフォームで連携を図りながら効果的に進めていく」に包含されていると考えております。 また、費用対効果については、具体的な施策推進の中で評価・検証いたします。
6	(P 22) 『5 交通施設の整備、交通手段の確保』 (2) その対策 イ. 交通について 鉄軌道がないため移動を自動車に依存している当地にとり、移動手段を確保するためにも地域公共交通ネットワーク網は重要である。現在一部地域で行われている〈予約型の乗り合い交通〉の実証実験の成果に期待しつつ、他地域への適用の可能性の検討が望まれる。	令和6年3月に策定した「宍粟市地域公共交通計画」では、「未来へつなぐ地域公共交通の推進」をめざし、地域の実情に合わせて利便性の向上を図ることで、持続可能な地域公共交通体系を整備していく旨を記載しております。 本計画では、P 22「5 交通施設の整備、交通手段の確保」(2) その対策 イ. 交通についての中に、「宍粟市地域公共交通計画に基づき」と記載しており、ご意見の意図を包含していると考えています。
7	(P 36) 『9 教育の振興』 (2) その対策 ア. 学校教育について 基礎学力の向上をめざし、さらに宍粟市独自の教育内容と丁寧な指導に努め、個性を大切に、生きる力を育んでいただきたい。	宍粟市では、令和5年3月に「しそうの子ども生き生きプラン 後期基本計画」を策定し、「生きる力」の育成により、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むことをめざしております。今後も、当該計画に基づき、宍粟市を誇りに思い、自他ともに認めあえる児童生徒の育成等に努めてまいります。